

## 介護保険関連施設等施設整備事業費補助金交付要綱の一部改正について（概要）

### 1 改正の理由

2040（令和22）年に介護施設需要がピークを迎えることを踏まえ、施設を適正に維持するため、今後、大規模な修繕工事のニーズの増加が見込まれることから、社会福祉法人等が実施する広域型施設の大規模修繕工事を助成対象に追加する。

### 2 改正の内容

- ・施設の種別に大規模修繕工事の対象となる介護医療院を追加する。（別表1、別表3）
- ・整備区分及び整備内容に大規模修繕を追加する。（別表2）
- ・補助の対象経費に大規模修繕を追加し、新たに単価を定める。（別表3、別表4）

別表1

区 分	施 設 の 種 類
(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設	老人福祉施設 ア 養護老人ホーム イ 特別養護老人ホーム （定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。） ウ 軽費老人ホーム （介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（60歳以上で自炊ができない程度の身体機能の低下が認められる者又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められ、家族の援助を受けることが困難な者に対し、給食等の支援を行う軽費老人ホームをいう。）であって、定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。）
(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設	介護老人保健施設 （定員30人以上のユニット型の施設を基本とする。）
<u>(3) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院</u>	<u>介護医療院</u> <u>（定員30人以上の施設に限る。）</u>
(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーション	訪問看護ステーション

※改正箇所は、下線が引かれた部分となる。

別表2

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を建設すること。
増築	既存の施設の定員の増員を図るための増築整備をすること。
改築	既存の施設の定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改修	既存のユニット型でない特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設を、それぞれユニット型の特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設とするため、居室環境等の改善整備を行うこと。
大規模修繕	<p>本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次のいずれかに該当する整備（知事が別に定める要件を満たすものに限る。）をすること。</p> <p>(1) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>(2) 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</p> <p>(3) 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</p> <p>(4) 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</p> <p>(5) 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p> <p>(6) 県又は市町が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>(7) 施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等施設等の基盤整備を図るための改修工事</p> <p>(8) 特に必要と認められる上記に準ずる工事</p> <p>※一定年数は、おおむね15年とする。</p>

※改正箇所は、下線が引かれた部分となる。

別表3

補助の対象				補助率(額)
種類	設置者	対象経費	補助基準額	
養護老人ホーム	市町又は社会福祉法人	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められ	別表4に掲げる基準単価により算出された額の合計額	補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額(補助対象者が社会福祉法
特別養護老人	市町又は社会福祉法人			

ホーム		<p>る購入費等（別の補助金において補助対象となる費用を除く。）を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 土地の買収又は整地に要する経費</p> <p>(3) 既存の建物の買収（既存の建物を買収することが、建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する経費</p> <p>(4) 職員の宿舎に要する経費</p> <p>(5) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内の通路その他の外構の整備に要する経費</p> <p>(6) その他適当と認められない経費</p>	<p>人である場合にあっては、寄附金を除いた収入額とす る。）を控除した額とを比較していずれか少ない額の4分の3の額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>
軽費老人ホーム	市町又は社会福祉法人		
介護老人保健施設	市町、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者		
介護医療院	市町、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者		
訪問看護ステーション	市町、医療法人、社会福祉法人又は一般社団法人等の非営利法人		

※改正箇所は、下線が引かれた部分となる。

別表4

(単位:円)

施設の種類	整備区分	定員1人(1施設)当たりの基準単価	
		都市部	標準
養護老人ホーム	改築	都市部	6,274,125
		標準	5,703,750
	創設、増築	都市部	5,521,230
		標準	5,019,300
	大規模修繕	1,230,000	
老人ショートステイ用居室整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,760,615
		標準	2,509,650
特別養護老人ホーム	改築	都市部	6,023,160
		標準	5,475,600
	創設、増築	都市部	5,019,300
		標準	4,563,000
	大規模修繕	1,230,000	
改修(多床室で構成される施設からユニット型の施設への改修)	都市部	2,509,650	
	標準	2,281,500	

	改修（ユニット型でない個室で構成される施設からユニット型の施設への改修）	都市部	1,254,825
		標準	1,140,750
老人ショートステイ用居室整備加算	創設、増築、改築	都市部	2,509,650
		標準	2,281,500
軽費老人ホーム	創設、増築	都市部	5,019,300
		標準	4,563,000
	大規模修繕		<u>1,230,000</u>
介護老人保健施設	創設、増築、改築、改修		<u>(1施設) 37,500,000</u>
	大規模修繕		<u>1,230,000</u>
介護医療院	大規模修繕		<u>1,230,000</u>
訪問看護ステーション	創設、増築		<u>(1施設) 4,000,000</u>

※改正箇所は、下線が引かれた部分となる。

### 3 施行の期日等

- 改正後の要綱は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。